

# 官報号外 昭和三十一年五月三十一日

○第二十四回 衆議院會議錄第五十九号

昭和三十一年五月三十一日(木曜日)

議事日程 第五十四号

昭和三十一年五月三十一日

第一 首都圈整備審議会委員の選舉

第二 首都圈整備委員会委員任命

第三 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 有益鳥獣の保護増殖及び狩獵の適正化等に関する特別措置法案(足立篤郎君外三名提出)

第五 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第六 会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第七 接收不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会本院提出)(參議院送付)

第八 議院運営委員長の國立国会書類法第十一項による審査の結果報告

● 本日の会議に付した案件

日程第一 首都圈整備審議会委員の選舉

日程第二 首都圈整備委員会委員任命につき同意の件

日程第三 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 有益鳥獣の保護増殖及び狩獵の適正化等に関する特別措置法案(足立篤郎君外三名提出)

日程第五 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第六 会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第七 接收不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会本院提出)(參議院送付)

日程第八 議院運営委員長の國立国会書類法第十一項による審査の結果報告

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 日程第一、首都圈整備審議会委員の選舉を行います。

○議長(益谷秀次君) 日程第一、首都

員の選舉については、その手続を省略し、議長において指名されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 日程第三、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題いたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。

○議長(益谷秀次君) 日程第三、市町

村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題いたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。

3 組合員は、首都圈整備審議会委員に任命につき同意の件

き」を認可を受けたとき、又は同項目に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、逓帯なく、これを自治

府令に届け出なければならない。

3 組合は、前項に規定する政令で

き」を認可を受けたとき、又は同項目に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、首都圈整備審議会委員に任命につき同意の件

き」を認可を受けたとき、又は同項目に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

4 組合員の資格を喪失した日の前

日の属する月に再び組合員の資格

を取得した場合における後の期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員の資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十四条第一項中「組合から退職年金」の下に「若しくは廃疾年金」を加え、「退職年金を受ける権利を有しない者」を「退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有しない者」に改める。同条第三項中「組合員で船員による船員保険の被保険者であるもの(以下「船員である組合員」という。)」を船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険(以下「船員保険」という。)の被保険者(以下「船員」という。)で組合員であるものに改める。

第二十四条第二項中「その権利を失つた場合」を「死した場合」に改める。

第二十六条中「支給すべき給付金」の下に「家族埋葬料に係るものを除く。」又はその者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものと除く。)を加える。

第二十七条规定の時効は、この法律の規定

によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「(給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。)」を加える。

第三章第一節中第十九条の次に次の二条を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第二十九条の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の全部又は

定により支払つたこれらとの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。)を割り、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相

当する金額の全部又は一部に改め、

同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」

の規定の例により算定した一部負

担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全部又は一部に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医

療機関又は保険薬局」に、「第三十一

号」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」

を「保険医療機関等」に改め、同条中

「保険医又は保険薬剤師」を「保険医

療機関又は保険薬局」に、「第三十一

号」に改める。

第三十四条を次のよう改める。

(保険医療機関等の療養担当等)

第三十四条 保険医療機関若しくは

保険薬局又はこれらにおいて診療

若しくは調剤に從事する保険医若

しくは保険薬剤師(健康保険法第

四十三条ノ五の規定により登録を

受けた保険薬剤師といふ。)は、健

康保険法及びこれに基く命令の規

定の例により、組合員及びその被

扶養者の療養並びにこれに係る事

て前項の徴収金を納付させることができる。

第三十一条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合の組合員のための療養を行なう医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「大正十一年法律第七十号」を削り、「第四十三条ノ六」を「第四十三条ノ九」に改め、「当該医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相

当する金額の全部又は一部に改め、同条第三号中「又は給員保険法による船員保険(以下「給員保険」という。)」を「被扶養者は、前条の規定に準じ」と改め、「受けようとするとき」に改め、「受けようするとするとき」に改め、同項各号を削り、同条

第二項中「又は給員保険法による船員保険(以下「給員保険」という。)」を「被扶養者」を「の被扶養者又は船員

給付(国家公務員共済組合法によるこれら給付に相当するもの)を含む。)の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条

第二項中「又は給員保険法による船員保険(以下「給員保険」という。)」を「の被扶養者又は船員

務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならぬ。・

第三十五条第二項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該當する至つたとき」を「同一人に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、これらの給付(国家公務員共済組合法によるこれら給付に相当するもの)を含む。)の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条

第二項中「又は給員保険法による船員保険(以下「給員保険」という。)」を「の被扶養者又は船員

の療養機関において」に、「又は手

改め、同条第二項及び第三項中「ほ

第三十七条の見出しを「(分べん費及び配偶者分べん費)」に改め、同条第一項及び第二項中「分べん」を「分べん」に、「分べん費」を「分べん費」に改め、同条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、「分べん」を「分べん」に、「配偶者分べん費」を「配偶者分べん費」に改める。

第三十八条の見出しを「(保育手当金)」に改め、同条第一項中「配偶者」の下に「(第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、「分べん」に、「ほ育」を「保育」に改め、「ほ育手当金」を「保育手当金」に改め、同条第二項及び第三項中「ほ

育手当金」を「保育手当金」に、「分べん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることができる。

第三十九条第二項中「被扶養者」の下に「(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」を「該當したとき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けたとき」を削り、「第三十二条第一項」を「次条第一項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その者は、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者の規定により算出した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金者に退職年金を支給するときは、

第二項の規定により算出した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算出した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算出した退職年金の額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより算出した額を廃疾年金の額とする。

組合員であつた期間六月以上改める。

第四十四条第一項を次のよう改める。

組合員であつた期間六月以上改める。

組合員であつた期間六月以上改める。

組合員であつた期間六月以上改める。

職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一日に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による職年金は、この限りでない。

第三十九条第二項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」を「再就職した場合の退職年金の停止等」を

附し、同条第二項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。)を

「該當したとき」に改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間二年につき再び第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該當した当時の給料日額の四分に相当する額を加算した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改める。

第四十三条第一項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」を「該當したとき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けたとき」を削り、「第三十二条第一項」を「次条第一項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある間は、その者は、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者の規定により算出した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算出した退職年金の額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより算出した額を廃疾年金の額とする。

組合員であつた期間六月以上改める。

第四十四条第一項を次のよう改める。

組合員であつた期間六月以上改める。

組合員であつた期間六月以上改める。

した場合において、その退職の時定めるところにより、当該退職一日に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による職年金は、この限りでない。

第三十九条第二項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」を「再就職した場合の退職年金の停止等」を

附し、同条第三項中「該當したとき」(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。)を

「該當したとき」に改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間二年につき再び第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該當した当時の給料日額の四分に相当する額を加算した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改める。

第四十三条第一項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」を「該當したとき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けたとき」を削り、「第三十二条第一項」を「次条第一項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある間は、その者は、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者の規定により算出した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより算定した額を廃疾年金の額とする。

組合員であつた期間六月以上改める。

第四十四条第一項を次のよう改める。

組合員であつた期間六月以上改める。

で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十五条を次のように改める。

(廃疾の併合による廃疾年金)

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾

とときは、その廃疾年金を受ける権利を受けた者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に對して更に廃疾

とときは、その廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

3 組合員であつた期間二十年以上

で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により支給しない

受けなくなつたときは、第二十五

条第三号の規定により支給しない

こととされたいた退職年金を支給

する。ただし、第四十一条第一項ただ書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の二項を加える。

(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第四十六条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職

した場合において、その退職の時

に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員

であつた期間を合算し、その廃疾

求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改正する。

組合員の資格を喪失した後に繼續して政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第三十五条第二項の規定により改め、同条に次の二項を加える。

(廃疾の併合による廃疾年金)

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾

とときは、その廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により支給しない

受けなくなつたときは、第二十五

条第三号の規定により支給しない

こととされたいた退職年金を支給

する。ただし、第四十一条第一項ただ書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の二項を加える。

(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第四十六条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職

した場合において、その退職の時

に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員

であつた期間を合算し、その廃疾

の程度に応じて、廃疾年金の額を改定する。

3 前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の額（改定

が従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程

度であつたものとみなして算定し（額）に、組合員であつた期間十一年をこえ二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の給料日額の三日分に相当する額を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該給料日額の四日分に相当する額を加算した額より少ないとは、その額をもつて改定廃疾年金の額とする。

第四十七条第一項を次のように改める。  
組合員であつた期間六月以上の者で公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時に、当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の廃疾の状

態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

第五十条第一項第二号を次のよう

に改める。  
第五十六条中「組合員が」の下に

「前条に規定する非常災害により」を

「以外の者の養子となつたとき。」を

「第三章第八節中第六十四条の次に

次の一項を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の二項を加える。  
2 組合は、前項各号に掲げる事業

を行ふに当つては、町村職員恩給組合と共にして行ふ等組合員の福祉を増進するため事業が総合的に行われるよう努めなければならぬ。

第六十六条第二項中「前項の掛金は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第六十八条第二項中「予算」を「事業計画書」に改める。

第七十二条第三項第二号中「予算」を「事業の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第七十七条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「前項」を「第二項」に、「第六十五条第二号」を「第六十五条规定第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第二号」に改める。

第七十八条第一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「予算」を「事業計画書」に改め、同条第一項中

「収入及び支出の予算及び「予算」を「事業計画書」に、『重要な』を「総理府令で定める重要な』に、「加えよ」とするときを「加えたとき」に改め、

同条第二項中「予算」を「事業計画書」に、「決算完結後一月」を「事業年度終了後二月」に改める。

第八十五条中「運用」を「管理」に改める。

第八十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」に、「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に、「当該医療機関の

所」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の施設」に、「診療簿」を「診療録」に改め、同条第四項中「当該職員が」の下に「質問をし、又は」を加え、

同条第五項中「立入検査」を「質問又は立入検査」に改める。

第八十八条中「施設」の下に「(土地

を含む。」を加える。

第九十条及び第九十一条を次のよう

うに改める。

第八十九条中「(土地

を含む。」を加える。

第九十条 船員である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）

である組合員であつた者又はこれ

の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員であつた組合員であつた者に船員ではない組合員であつた期間があるときは、これら

は、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となるべき組合員の期間の計算

については、前項の規定にかかる組合員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に該当するものに対するこの法律の適用については、第三項、第四十三条第一項、第四十六条第三項及び第四項、第四十八

条、第四十九条、第五十二条、第五十三条並びに附則第十六項中

期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ加えた期間）を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者

の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、

当該船員である組合員又は船員

ある組合員であつた者に船員でな

い組合員であつた期間があるとき

は、これら

の者に支給すべき退職給付、

廃疾給付又は遺族給付の基礎

となるべき組合員の期間の計算

については、前項の規定にかかる組合員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十二条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に該当するものに対するこの法律の適用については、第三

項、第四十三条第一項、第四十六条第三項及び第四項、第四十八

とあるのは「三月分」とし、「二十一年以上一年を増す」とその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増す」と、とにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上については二十日分、二十年以上については二十二年以上一年を増すことにしてその一年につき給料日額の四日分」とし、第四十二条第三項中「四日分」とあるのは「四日分(組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分)」とする。

第九十一条の次に次の二条を加える。

**第九十一条の二 組合員である組合員**  
又は船員である組合員であつた者は船員である期間又は船員であつた期間に係る給付は、第三章、第九十条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者を選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に関する給付を除く。)とすることができる。

第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者を組合員でない船員であつた期間は、船

員に、「前条」を「前二条」に改める。

第九十七条を次のように改める。

(罰則)

第九十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれら者の使用者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿等その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対しても正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「同項に規定する組合員」の下に「次項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に付する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に関する規定の適用を受けない組合員となつた場合に準用する。

18 退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び附則第十四項第二号に規定する組合員となつたときは、その組合員となつた月の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。

(施行期日)  
附則

附則第三十項中「附則第十五項」を「附則第十四項」と改める。

附則第三十一項中「(以下本項において「控除期間」という。)」を「(第十一条第二項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる国家公務員共済組合の組合員であつた期間のうち国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下この項において「控除期間」という。)」に改める。

(組合の契約する医療機関等に関する経過措置)

第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第三号に規定する医療機関は、昭和三十一年七月三十日までの間は、新法第二十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

(一部負担金に關する経過措置)  
第一條 改正後の市町村職員共済組合法(以下「新法」という。)第十三条第三項の規定は、この法律(附則第一項第一号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第五十五項を附則第五十六項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の二条を加える。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村

附則第十八項を次のように改める。

17 附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に付する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に関する規定の適用を受けない組合員となつた場合に準用する。

40 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健保組合との關係の調整については、附則第二十三項後段、第二十

付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものとの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

(時効に關する経過措置)

第三条 新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」という。)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止された期間についても、適用す

る。

付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものとの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

(時効に關する経過措置)

第三条 新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」という。)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止された期間についても、適用す

る。

(時効に關する経過措置)

第四十三条ノハ第一項第三号の規定により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号た

だし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行うことができる。

第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(療養費に関する経過措置)  
第八条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条第一項の規定による退職年金受給者に関する経過措置)

第九条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条第一項の規定による退職年金受給者に関する経過措定は、現に新法別表第二に掲げるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合についても、適用する。」の場合において、新法第四十一条第三項中「その状態にある間」とあるのは、

「昭和三十一年七月一日以後その状態にある間」とする。

第九条 新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

(廃疾年金受給者等に関する経過措置)

第十条 新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

(遺族年金の失権に関する経過措置)

第十四条 新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

(船員である組合員の期間の計算に関する経過措置)

第十五条 昭和二十九年五月一日前ににおける船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算について

第八条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七条の規定により廃疾年金を受けた者についても、適用する。

第十二条 新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十三条 新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定によ

る廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行前に組合員となつている場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際に組合員となつていているときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年七月」とする。

(従前の行為に対する罰則の適用)  
第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノナノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

(従前の給付に関する経過措置)  
第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)  
第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノナノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

しくは施術所に立ち入り」、を「当該保険医療機関若しくは保険業局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対する出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険業局につき設備若しくは」に、「当該職員が」の下に「質問をし、又は」を加えを「立入検査」を「質問又は検査」に改め、「質問又は立入検査」を「質問又は検査」に改める。

第十九条 新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際に組合員となつてているときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年七月」とする。

(従前の行為に対する罰則の適用)  
第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノナノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

規定は附則第二十一項に規定する場合において、第九条第一項中「組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に相当する給付」である。

第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に

該當する場合において、第九条第一項中「組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に

該當する場合において、第九条第一項中「この法律に基づく給付、第六十五条第一項第二号の貸付並びに同条第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付」と読み替えるものとする。

附則第一条中「七月一日」を「八月一日」に改め、「第九十七条の改正規定」の下に、「第九十八条を削る改正規定」を加え、「昭和三十一年五月一日」を「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二号)の施行の日」に改める。

(印紙税法の一報改正)  
第十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改定する。

附則第十八条を次のよう改め

る。

本法案の内容は、健康保険法の改正に伴い、医療機関などの規定に要するものとする。

附則第一条中「七月一日」を「八月一日」に改め、「第九十七条の改正規定」の下に、「第九十八条を削る改正規定」を加え、「昭和三十一年五月一日」を「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二号)の施行の日」に改める。

の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改定のほか、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と組合保險法との適用関係を調整することあります。その他、組合の規約変更手続

ります。その他、組合の規約変更手続

の簡素化、市町村合併における組合と健保組合との関係を調整することを目的とします。本案は委員長報告の通り決する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第

付託、同月二十八日太田自治局長官によ

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
〔大矢省三君登壇〕  
○議長(益谷秀次君) 大矢省三君登壇

した市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、健康保険法の適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行なうところ、第二

に、本法の適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行なうところ、第二所の改正を行おうとするところ、第二

に、本法の適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行なうところ、第二所の改正を行おうとするものであります。

かくて、討論に入り、渡海委員より、自由民主党を代表して、修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成、北山委員より、日本社会党を代表して、修正案に賛成、修正部分を除く政府原案には反対の意見を述べられました。

採決の結果、修正案は全会一致を

もって可決、修正部分を除く政府原案

は賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

右、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつと上院を終了いたしましたところ、

同日吉田重延君外十八名提出にかかる

修正案が提出され、提案者より提案理由の説明を聴取いたしました。

修正案の内容は第一に、健康保険法の一部を改正する法律案の修正に伴い、立ち入り検査権及び罰則等につき所の改正を行おうとするところ、第二に、本法の適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行なうところ、第二所の改正を行おうとするところ、第二

に、本法の適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行なうところ、第二所の改正を行おうとするところ、第二

に、本法の適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行なうところ、第二所の改正を行おうとするものであります。

かくて、討論に入り、渡海委員より、自由民主党を代表して、修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成、北山委員より、日本社会党を代表して、修正案に賛成、修正部分を除く政府原案には反対の意見を述べられました。

採決の結果、修正案は全会一致をもって可決、修正部分を除く政府原案は賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

右、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 日程四、有益鳥獸の保護増殖及

び狩獵の適正化等に関する特別措置法案(足立鶴郎君外三名提出)

日程第五、肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程四、有益鳥獸の保護増殖及

び狩獵の適正化等に関する特別措置法案(足立鶴郎君外三名提出)

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつと上院を終了いたしました。

て、本案は委員長報告の通り決しました。

農林大臣は、前項の鳥獸保護計画を定めようとするときは、森林病害虫等の発生状況を勘案しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

(農林大臣の定める鳥獸保護計画)

農林大臣は、中央鳥獸保護審議会の意見を開いて、国の鳥獸保護計画を定めなければならぬ。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、森林病害虫等の発生状況を勘案しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、前項の鳥獸保護計画を定めようとするときは、森林病害虫等の発生状況を勘案しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、前項の鳥獸保護計画を定めようとするときは、森林病害虫等の発生状況を勘案しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

農林大臣は、第一項の規定により鳥獸保護計画を定めたときは、これを都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の承認を受けたときは、その鳥獸保護計画の要旨を公表しなければならない。

(事情の変更による鳥獸保護計画の変更)

第四条 農林大臣又は都道府県知事は、國又は当該都道府県の鳥獸保護計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ鳥獸保護計画を定める場合の例により、その定めた鳥獸保護計画を変更することができる。

(鳥獸保護計画の内容)

第五条 鳥獸保護計画は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一 有益鳥獸の保護増殖に関する事項

二 狩獵の適正化等に関する事項

三 愛鳥思想等の普及発達に関する事項

(有益鳥獸の駆除に関する事項)

(鳥獸保護計画の内容の実現)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条から前条までに規定する鳥獸保護計画の内容の実現に努めなければならない。

2 狩友会は、前項の鳥獸保護計画の内容の実現について、國及び地方政府公共団体に協力しなければならない。

(鳥獸保護計画実施の予算)

第七条 政府は、鳥獸保護計画を実

施するため、予算の範囲内で、地方公共団体、獵友会その他の団体に対し、補助金を交付することができる。

2 都道府県は、毎年度、少くとも

狩獵法(大正七年法律第三十二号)第八条の規定により納付を受くべき手数料の額及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百三十六条から第二百五十八条までの規定により徴収すべき狩

者税の額の合計額に都道府県ごとに政令で定める率を乗じて得た額に相当する金額を当該都道府県の

鳥獸保護計画を実施する経費として予算に計上しなければならない。

3 前項の手数料の額及び狩獵者税の額の算出については、当該年度の予算金額によるものとする。

(狩獵者試験)

第八条 狩獵法による狩獵免許又は前項の手数料の額及び狩獵者税の額の申出については、当該年度の予算金額によるものとする。

3 前項の手数料の額及び狩獵者税の額の算出については、当該年度の予算金額によるものとする。

(狩獵者試験)

第八条 狩獵法による狩獵免許又は前項の手数料の額及び狩獵者税の額の申出については、当該年度の予算金額によるものとする。

(狩獵登録)

第八条 狩獵法による狩獵免許又は前項の手数料の額及び狩獵者税の額の申出については、当該年度の予算金額によるものとする。

3 前項の手数料の額及び狩獵者税の額の申出については、当該年度の予算金額によるものとする。

(入獵承認料の納付)

第八条 狩獵法による狩獵免許又は前項の手数料の額及び狩獵者税の額の申出については、当該年度の予算金額によるものとする。

(獵友会の役職員の身分)

第八条 狩友会の役員及び職員は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による制限をする場合には、狩獵免許又は狩獵登録の申請の順位その他を考慮して公正な方法で行わなければならぬ。

(獵友会の協力)

第八条 獵友会をして狩獵に関する事務の執行に關し、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 国は、都道府県獵友会に対し、第十四条の規定による事務を行ふに必要な経費を交付しなければならない。

(狩獵免許等の数の制限)

第九条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、中央鳥獸保護審議会の意見を聞いて、農林省令で、所持することができる狩獵鳥

獸の種類及び数量を制限することができる。ただし、狩獵法第十二条及び第十三条に規定する場合

は、この限りでない。

(獵友会の管理及び經營の委任)

第十一条 国又は地方公共団体は、鳥獸保護計画を実施するため必要があると認めるときは、その設定にかかるわらず、都道府県知事に對し、狩獵免許又は狩獵登録の数を制限することを勧告することができる。

2 獵友会は、前項の委任を受けたときは、狩獵法第十八条の規定の適用については、獵友会設立者とみに係る獵友会の管理及び經營を獵友会に委任することができる。

3 獵友会は、前項の委任を受けたときは、狩獵法第十八条の規定の適用については、獵友会設立者とみに係る獵友会の管理及び經營を獵友会に委任することができる。

2 獵友会は、前項の場合における事務の処理に關しては、當該行政庁の指示に従わなければならぬ。

2 都道府県獵友会は、前項の場合における事務の処理に關しては、當該行政庁の指示に従わなければならぬ。

(狩獵免狀の下付等の經由機関)

第十四条 狩獵法及びこれに基く命令に規定する狩獵免狀又は狩獵登録票の下付又は交付及び狩獵免狀又は狩獵登録票の返納については、當該都道府県の都道府県獵友会を經由して行うものとする。た

だし、當該都道府県に都道府県獵友会が設置されていない場合は、この限りでない。

2 都道府県獵友会は、前項の場合における事務の処理に關しては、當該行政庁の指示に従わなければならぬ。

## 第三章 中央鳥獣保護審議会

(中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の設置及び権限)

第十七条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他鳥獣及び狩猟に関する重要な事項を調査審議するため、農林省に中央鳥獣保護審議会を、都道府県に都道府県鳥獣保護審議会を置く。

2 中央鳥獣保護審議会は、鳥獣及び狩猟に関する重要な事項につき、農林大臣の諮問に答え、又は関係行政機関に対し意見を申し出ることができる。

3 都道府県鳥獣保護審議会は、鳥獣及び狩猟に関する重要な事項につき、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に対し意見を申し出ることができる。

(中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の組織等) 第十八条 中央鳥獣保護審議会は、農林大臣の任命する次の各号に掲げる委員十八人以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 二人  
二 参議院議員の中から参議院が指名した者 一人  
三 自治庁、大蔵省、文部省、厚生省及び農林省の職員 各一人

## (目的)

第十九条 猛友会は、会員の自主的組織により有益鳥獣の保護増殖と狩猟の適正化に努めるとともに会員の品位の保持、指導連絡を図ること。

## 第四章 猛友会

四 都道府県知事 二人  
五 猛友会の役員 一人  
六 猛友会以外の鳥獣保護団体の役員 一人  
七 林業者の団体、農業者の団体及び漁業者の団体の役員 一人  
八 各一人

九 各一人

り、もつて狩猟行政の円滑な実施に資することを目的とする。

(猛友会の種類)

第二十条 猛友会は、都道府県猛友会及び全国猛友会とする。

(猛友会の名称)

第二十一条 猛友会の名称中には、都道府県猛友会又は全国猛友会といふ文字を用いなければならない。

2 猛友会でないものは、その名称中に都道府県猛友会又は全国猛友会といふ文字を用いてはならない。

2 猛友会は、法人として登記する。

(法人格及び住所)

第二十二条 猛友会は、法人とする。

2 猛友会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十三条 猛友会は、政令で定めることにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の基準となる区域)

第二十四条 都道府県猛友会は、都道府県の区域ごとに一個を限り設立することができる。

2 都道府県猛友会は、必要な地に支部を設けることができる。

十一 前各号の事業に附帯する事業

3 全国猛友会は、全国の区域に一箇を限り設立することができる。

(事業)

第二十五条 都道府県猛友会は、次の各号に掲げる事業を行ふものとする。

一 猛友に關する法令の普及を図ること。

2 猛友に關する法令の実施について行政庁に協力すること。

3 都道府県猛友会に、専門の事項を調査審議させるために、中央鳥獣保護審議会に、専門委員を置くことができる。

2 都道府県猛友会は、道府県知事の任命する次の各号に掲げる委員九人以内で組織する。

一 都道府県の職員 一人  
二 市町村長 二人  
三 都道府県猛友会の役員並びに林業者の団体、農業者の団体及び漁業者の団体の役員 各一人

2 猛友会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十三条 猛友会は、政令で定めることにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の基準となる区域)

第二十四条 都道府県猛友会は、都道府県の区域ごとに一個を限り設立することができる。

2 都道府県猛友会は、必要な地に支部を設けることができる。

十一 前各号の事業に附帯する事業

2 全国猛友会は、前項第一号及び第三号から第九号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業のほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 猛友及び狩猟に關する重要な事項について意見を公表し、又は関係行政庁に具申し若しくは建議すること。

2 猛友及び狩猟に關し行政庁の各号に掲げる事業を行ふものとする。

一 猛友に關する法令の普及を図ること。

2 猛友に關する法令の実施について行政庁に協力すること。

3 都道府県猛友会の事業及び經營の指導を行うこと。

2 都道府県猛友会の監査を行うこと。

3 都道府県猛友会の事業及び經營の指導を行うこと。

2 都道府県猛友会の会員登録を受けた者

第三十六条 都道府県猛友会の会員たる資格を有する者は、当該都道府県猛友会の区域内に住所を有する者であつて次の各号に掲げるものとする。

一 猛友法第四条の規定により都道府県知事の猛友免許又は猛友登録を受けた者

2 第八条の規定により猛友試験に合格した者

3 猛友に關し学識経験を有する者

4 その他定款で定める者

2 全国猛友会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 都道府県猛友会

二 都道府県獣友会の会員たる資格を有する者

三 その他定款で定める者

(加入の自由)

第二十七条 会員たる資格を有する者が獣友会に加入しようとすると

きは、獣友会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はそ

の加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(定款に記載すべき事項)

第二十八条 獣友会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称及び事務所の所在地

三 地区

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 総会に開する規定

六 会費及び経費の賦課に関する規定

七 会計及び資産に関する規定

八 役員に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

十一 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(設立)

第二十九条 獣友会の設立については、定款及び事業計画を農林大臣

に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期)

第三十条 獣友会は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

(監督)

第三十一条 農林大臣は獣友会の、都道府県知事は当該都道府県の都道府県獣友会の事業の健全な運営を確保するため、当該獣友会の業

務又は会計に関し監督上必要な指示をすることができる。

2 農林大臣は、獣友会の業務又は

会計が法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反すると認めるとときは、当該獣友会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることができ

る。

3 農林大臣は、獣友会が前項の命令に従わないときは、役員の改選を命ずることができる。

(獣友会に関する事項の政令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもの

のほか、獣友会の組織、運営、設立、解散、清算及び監督に関し必要な事項は、政令で定める。

(第五章 調則)

第三十三条 第十条の規定による鳥

獣所持の制限に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律五百三十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第六十五条第一項の表中「中央森

林審議会の項の次に次のように

加える。

第三条第一項の表中「中央鳥獸保護審議会」に「有益鳥獸の保護増殖及

び狩獵の適正化等に関する措置」を削る。

第二条第一項中「中央鳥獸保護審

議会」を「鳥獸保護審議会」に改める。

第五条第三号中「愛鳥思想等」を

「鳥獸愛護思想」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「獣友会その他の

団体」を「鳥獸保護団体又は狩獵者の

団体」に改め、同条第二項及び第三

項を次のように改め、同条を第六条と

とす。

2 都道府県は、毎年度、その鳥獸

保護計画を実施するために必要な

経費を予算に計上しなければなら

ない。

(第八条中「狩獵法」の下に「(大正七年法律第三十二号)」を加え、「農林省令で定めるところにより、それぞれを「それぞれ農林省令で定めるところにより」に改め、同条ただし書

を次のように改め、同条を第七条と

加え、同条を第十二条とする。

有益鳥獸の保護増殖及び狩獵の適正化等に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

「第一章 総則」を削る。

「第二章 有益鳥獸の保護増殖及

び狩獵の適正化等に関する措置」を削る。

第三条第一項中「獣友会に」を「農林省令で定める条件に適合する

団体にその申請により」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「獣友会に」を「鳥獸保護審議会」に改め、同条を第八条とする。

第十二条第一項中「中央鳥獸保護審

議会」を「鳥獸保護審議会」に改める。

第十三条第一項中「入獵料」を「入獵承認料」

を「前条」に、「獣友会」を「団体」に

行うこと。

第六条を削る。

第七条第一項中「獣友会その他の

団体」を「鳥獸保護団体又は狩獵者の

団体」に改め、同条第二項及び第三

項を次のように改め、同条を第六条と

とす。

2 都道府県は、毎年度、その鳥獸

保護計画を実施するために必要な

経費を予算に計上しなければなら

ない。

(第八条中「狩獵法」の下に「(大正七年法律第三十二号)」を加え、「農林省令で定めるところにより、それぞれを「それぞれ農林省令で定めるところにより」に改め、同条ただし書

を次のように改め、同条を第七条と

加え、同条を第十二条とする。

ただし、農林省令で定める者に

ついては、この限りでない。

第九条を削る。

第十一条中「中央鳥獸保護審議会」を

「鳥獸保護審議会」に改め、同条を第

八条とする。

第十二条第一項中「獣友会に」を「農林省令で定める条件に適合する

団体にその申請により」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とす

る。

第十三条第一項中「入獵料」を「入獵承認料」

を「前条」に、「獣友会」を「団体」に

行うこと。

第六条を削る。

第七条第一項中「獣友会その他の

団体」を「鳥獸保護団体又は狩獵者の

団体」に改め、同条第二項及び第三

項を次のように改め、同条を第六条と

とす。

2 都道府県は、毎年度、その鳥獸

保護計画を実施するために必要な

経費を予算に計上しなければなら

ない。

(第八条中「狩獵法」の下に「(大正七年法律第三十二号)」を加え、「農林省令で定めるところにより、それぞれを「それぞれ農林省令で定めるところにより」に改め、同条ただし書

を次のように改め、同条を第七条と

加え、同条を第十二条とする。



項」に改め、同項を同条第二項とす  
る。

第二十条中「第十八条第一項各  
号又は前条第四項」を「又は第十八  
条第一項各号」に改め、「商号」の下  
に「並びに生産業者保証票又は輸入  
業者保証票にあつては荷口番号及び  
出荷年月」を加える。

第二十一条第一項中「施用上の注  
意又は原料の使用割合」を「施用上  
若しくは保管上の注意又は原料の使  
用割合その他その他その品質若しくは効果  
を明確にするために必要な事項」に  
改め、同条第二項を削る。

第二十二条第一項第一号及び第二  
十三条第一項第一号中「住所」の下に  
「(法人にあつてはその名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地)」  
を加える。

第二十三条第一項第一号及び第二  
二十九条第一項第一号中「住所以下に  
記載する事項を審議するため、農林  
省に中央鳥獣保護審議会を、都道府県  
に都道府県鳥獣保護審議会を設置する  
ことを規定してあります。

第一項又は第十九条第四項」を「又  
は第十八条第一項」に改める。

第三十九条第一号中「第十三条  
第三項、第五項若しくは第六項又は  
第二十八条」を「又は第十三第三  
項、第五項若しくは第六項」に改  
め、同条第一号中「第二十一条第一  
項」を「第二十一条」に改める。

別表を削る。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十一年十月  
一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に  
対する罰則の適用については、な  
お從前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○吉川久衛君登壇

吉川久衛君　ただいま議題と相なり  
ました、足立篤郎君外三名提出、有益  
鳥獣の保護増殖及び狩獵の適正化等に  
関する特別措置法案、及び、内閣提  
出、参議院送付、肥料取締法の一部を  
改正する法律案につきまして、農林水  
産委員会における審査の経過及びその  
結果について御報告申し上げます。

但し、政令で定める種類の普通  
肥料の生産業者が、農林大臣の許  
可を受け、当該許可に基き当該肥  
料の主成分の含有量を調整するた  
めにする場合は、この限りでな  
い。

第二十五条に次のただし書きを加え  
る。

第二十五条に次のただし書きを加え  
る。

但し、政令で定める種類の普通  
肥料の生産業者が、農林大臣の許  
可を受け、当該許可に基き当該肥  
料の主成分の含有量を調整するた  
めにする場合は、この限りでな  
い。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十四条第一項中「又は第二号」  
を削り、「第三号」を「第二号」に改  
め、同項第二号を削り、同項第三号  
を同項第二号とする。

○吉川久衛君登壇

吉川久衛君　ただいま議題と相なり  
ました、足立篤郎君外三名提出、有益  
鳥獣の保護増殖及び狩獵の適正化等に  
関する特別措置法案、及び、内閣提  
出、参議院送付、肥料取締法の一部を  
改正する法律案につきまして、農林水  
産委員会における審査の経過及びその  
結果について御報告申し上げます。

まず、有益鳥獣の保護増殖及び狩獵  
の適正化等に関する特別措置法案につ  
いて御報告申し上げます。

我が国における鳥獣の現状は減少の  
途をたどり、このまま推移すれば鳥  
獣資源は枯渇、まことにおそるべき  
事態に立ち至ることが憂えられるの  
であります。このように鳥獣の激減し  
た原因には人為的及ぼない種々の事情  
もありますが、一面、国及び地方公共  
団体における総合的かつ計画的な保護  
増殖の施策の積極的な実行に欠けてい  
たことも否定できないのです。

また、法令上の不備、取締りの不徹底  
に乗じて乱獲が行われたことも事実で  
あるのであります。ここにおいて、この  
悪化した事態をみやかに改善するた  
め、有益鳥獣の保護増殖と狩獵の適正  
化等を計画的に推進するために必要な  
措置を講じ、もって農林水産資源の  
培養に資そととするのが、提案の理由  
であります。

次に、その内容について簡単に御説  
明申し上げます。

第一点は、農林大臣及び都道府県知  
事は、鳥獣保護審議会の意見を開い  
て、國及び都道府県の鳥獣保護計画を  
定めるとともに、これが実施に必要な  
経費を予算に計上すること等を規定し  
ているのであります。

第二点は、農林大臣は、都道府県知  
事に対し、狩獵免許または狩獵登録の  
数の制限を勧告し、都道府県知事は、  
これに従つて、その範囲内で制限でき  
ることを規定しているのであります。

第三点は、農林大臣は、必要がある  
と認めるときは、所持し得る狩獵鳥獣  
の種類及び数量を制限することができます。

以上のようにしておるのであります。

省略して直ちに採決いたしましたところ

き事態に立ち至ることが憂えられるの  
であります。このように鳥獣の激減し  
た原因には人為的及ぼない種々の事情  
もありますが、一面、国及び地方公共  
団体における総合的かつ計画的な保護  
増殖の施策の積極的な実行に欠けてい  
たことも否定できないのです。

また、法令上の不備、取締りの不徹底  
に乗じて乱獲が行われたことも事実で  
あるのであります。ここにおいて、この  
悪化した事態をみやかに改善するた  
め、有益鳥獣の保護増殖と狩獵の適正  
化等を計画的に推進するために必要な  
措置を講じ、もって農林水産資源の  
培養に資そととするのが、提案の理由  
であります。

次に、肥料取締法の一部を改正する  
法律案について御報告申し上げます。  
第六点は、狩獵行政の円滑なる実施  
に資する目的で、全国獣友会及び都道  
府県獣友会の設置及び業務内容等につ  
いて規定しております。

以上を規定しております。

次に、肥料取締法の一部を改正する  
法律案について御報告申し上げます。

最近、技術が向上して、肥料の種  
類、形質は著しく分化発達し、また、  
その生産量も次第に増加しております  
が、今後取引の公正化を確保するため  
には、現行法の各条項を実情に即応し  
得るように改める必要があるのであり  
ます。

そこで、改正案におきましては、第  
一に、生産業者が保証すべき肥料の主  
成分の指定は、従来法律の別表でその  
種別ごとに指定しているのであります  
が、これを政令をもって定めるようにな  
らし、また、普通肥料を化成肥料と配合肥  
料とに区別する理由がほとんどないの  
で、これを单一名称に統一することと  
し、第二に、特定の種類の肥料に限  
り、その主成分の含有量を調整するた

め、農林大臣の許可を受けて一定の異物を一定量まで混入することができるよう改め、第三に、公定規格で定められている事項中、保証すべき成分量についてのみ登録しておりますが、含有する有害成分、粉末度等についても登録または仮登録し、これに違反する肥料についてはその譲渡を制限することができるよう規定を明確にし、さらに、関係業者の業務施設の表示義務の廃止、登録証の書きかえ申請事項の簡素化、その備えつけ義務の簡素化等、手続及び事務の簡略化をかかるよういたしております。

本案は、去る三月二十六日農林水産委員会に付託になり、四月四日政府より提案理由の説明を聽取し、五月二十八日及び三十日の委員会において質疑を行い、討論を省略し、採決をいたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。日程第四の委員長の報告は修正、日程第五の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

日程第六 会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第六、会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員会理事坂本泰良君。

会計検査院法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条规定によりここに送付する。

昭和三十一年四月二十日

参議院議長 松野 鶴平

会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法(昭和二十一年法律第七十三号)の一部を次のよう改正する。

第一項第一項の次に「又は物品」及び「毀損」を削り、同条第二項中「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項の弁償責任は」を「第一項又は第二項の弁償責任は」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

会計検査院は、物品管理職員が物品管理法(昭和三十一年法律第二号)の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

第一項第一項の次に「又は物品」及び「現金及び」の下に「物品並びに」を加える。

第二十二条第一項第一号中「物品」の下に「及び同法第十一条第一項」を加える。

附 則

1 この法律は、物品管理法の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた物品の亡失による出納職員の弁償責任の検定については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

坂本泰良君登壇

第三十二条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同条第二項中「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項の弁償責任は」を「第一項又は第二項の弁償責任は」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一点は、物品管理法の制定により、政府は物品の増減及び現在額総計算書の作成をなし、これを会計検査院が検査することになったのであります。が、これに相応じまして、從来国の所有する物品は会計検査院の任意検査事項となつておりますのを改めました。つまり、政府は物品の増減及び現在額総計算書の作成をなし、これを会計検査院が検査することになったのであります。が、これに相応じまして、從来国の所有する物品は会計検査院の任意検査事項となつておりますのを改めました。つまり、政府は物品の増減及び現在額総計算書の作成をなし、これを会計検査院が検査することになったのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 接收不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会本院提出)(參議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第七、接收不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題といたします。委員長の報告を求める。法務委員会理事椎名隆君。

会議に関する条項、検査報告に関する条項、弁償責任の検定に関する条項にまで課せられることになりましたことなどのために、その弁償責任の検定等について、会計検査院法中、検査院所要の改正を加えようとするものであることを議題といたします。委員長の報告を求める。法務委員会理事椎名隆君。

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会參議院提出本院繼續審査)

本院において修正議決した。よつて

国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年五月十八日

衆議院議長 松野 鶴平

接収不動産に関する借地借家臨時処理法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、旧連合国占領軍又は日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く

行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国軍隊等に接收された土地又は建物に關し、その接收の解除後における借地借家關係を調整す

るための措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「接收」とは、旧連合国占領軍の用に供するためにした次に掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本國との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等が、その用に供したことをいう。

一 旧土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)により、國が土地又は建物を使用した行為

二 國が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の

貸借権者から貸借した行為

三 旧連合国占領軍が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の貸借権者から直接その占有に移した行為

四 この法律において「接收の解除」とは、接收された土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の貸借権者に返還することをいう。

五 この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいす。

六 この法律において「借地」は、土地が接收された當時から引き受けたその土地の借地権者で、その

土地の接收中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明瞭な借地権であるとき

は、これらの規定は、適用しない。

七 当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかる

8 土地の賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定により建物の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対する抗することができる。

九 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

10 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

11 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

12 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

13 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

14 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

15 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

16 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

17 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

18 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

19 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

20 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

よつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定により建物の登記及びその土地にある建物の登記ができる。ただし、その土地を賃借することができる。この場合には、前項の対価で、その土地を賃借するものとみなす。

場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借する条件は、これを定めないものとみ

ることができる。この場合には、前項の対価で、その土地を賃借するものとみなす。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対する抗することができる。

9 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

10 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

11 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

12 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

13 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

14 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

15 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

16 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

17 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

18 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

19 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

20 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなし。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対する抗することができる。

9 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

10 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

11 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

12 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

13 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

14 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

15 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

16 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

17 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

18 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

19 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

20 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなし。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対する抗することができる。

9 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

10 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

11 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

12 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

13 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

14 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

15 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

16 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

17 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

18 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

19 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

20 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、

の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3 前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後）六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定によつて裁判が確定した日又はその調停が成立した日」と読み替えるものとする。（借地権譲渡の場合の賃貸人の承認）

第五条 前条の規定により賃借権が

譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。（土地使用を始めない場合の解除権）

第六条 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により賃借権の譲渡を受けた者

により借地権の譲渡を受けた者

が、その後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後）六箇月を経過しても、正当な

事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたとき

は、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又

は借地権の譲渡契約を解除するこ

とができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この

限りでない。

3 第一条の規定により賃借権の設

定を受け、又は第四条の規定によ

つて裁判が確定した日又はその調停が成

立した日」と読み替えるものとす

る。（借地権譲渡の場合の賃貸人の承認）

（賃貸人及び譲渡人の先取特権）  
第七条 第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の設定又は第六条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借地権の全額及び賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。  
2 前項の先取特権は、借貸については、その額及び、もし存続期間若しくは借貸の支払時期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の来た借貸があるときはその旨、賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

（接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求）  
第九条 土地が接収された當時から引き続きその土地に借地権を有する者の当該借地権の残存期間が、この法律施行の日において一年未満のときは、これをこの法律施行の日から一年とする。

2 土地が接収された當時から引き続きその土地に借地権を有する者

の所有に属する建物が接収中に滅失した者については、その者がこの法律施行の日以後一年以内に建物を築造した場合においては、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをす

ることができる。

3 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行ふ。

4 公示に関する手続は、接収された土地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

5 第二項の場合には、民法第九十一条ノ二（公示による意思表示）第

三項及び第五項の規定を準用する。

（接収地借地権の対抗力）  
第十条 土地所有者は、この法律施行の日から六箇月以内に、第八条

に規定する借地権者（接収の後に借地権を設定している者を除く。）に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権をもつて第三者に對抗することを存続させる意思があるかないかを申し出るよう、催告することができる。もし、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、借地権者が、その期間満了の時、借地権は、消滅する。ただし、借地権者が更に借地権を設定している場合には、各借地権は、すべての借地権者が、その申出をしないときに限り消滅する。

2 前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをす

ることができる。

3 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行ふ。

4 公示に関する手續は、接収された土地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

5 第二項の場合には、民法第九十一条ノ二（公示による意思表示）第

三項及び第五項の規定を準用する。

第十一條 借地権者が更に借地権を設定している場合に、その借地権を設定している者については、前条の規定を準用する。

(接収地が疎開建物の敷地である場合の土地優先賃借権及び借地権優先譲受権)

第十二条 第三条(第二項を除く)、第四条(第二項を除く)及び第五条から第七条までの規定は、罹災都

市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第九条の疎開建物の敷地の借地権者であつて、昭和二十三年九月十四日現在において当該疎開建物の敷地が接収中であつた者に準用する。この場合に

おいて、第三条第一項本文中「賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃

借権の設定の対価で」とあるのは、「相当な賃借権の設定の対価で」

と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、昭和二十三年九月十四日までに罹災都市借地借家臨時処理法第九条において準用する同法第二条の規定による賃借の申出又は同法第九条において準用する同法第三条の規定による借地権の譲渡の申出をした者について

は、接収地が接収された當時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の

(接収建物の賃借権者の建物優先賃借権)

占有をそら失したため、その賃借権をもつて、第三者に対抗することができない者は、その建物の賃借権をもつてこの建物の引渡がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から六箇月以内にその建物について権利を取得した第三者に對抗することができる。

(接収地借地借家関係の裁判)

第五条 第十条の規定は、建物所

有者に準用する。この場合において、「第八条に規定する借地権者」とあるのは、「第十四条に規定する建物の賃借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の賃借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の賃借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の賃借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の賃借権者」と、「借地権」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、建物の賃借権者が更に賃借権を設定している場合に、その賃借権を設定している者に準用する。

(賃借権の設定により損失の補償)

第十六条 第三条(第十二条において準用する場合を含む)の規定により賃借権の設定を受け、又は第

四条(第十二条において準用する場合を含む)の規定により借地権譲渡を受けた者は、申立により、土地又は建物の割当について、当事者間に協

議がととのわないとときは、裁判所は、鑑定委員会の意見を聞き、土地又は建物の状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

(裁判の管轄及び手続)

第十九条 第十七条又は前条の規定による裁判は、接収された土地又

は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により、これを定める。

第十八条 第三条(第十二条において準用する場合を含む)若しくは第十三条の規定による賃借の申出又は第四条(第十二条において準用する場合を含む)の規定による賃借権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しようとする

(鑑定委員会)

第二十条 第十七条に規定する鑑定委員会については、罹災都市借地

借家臨時処理法第十九条から第二十二条まで(鑑定委員会)の規定を準用する。

(民事調停法の準用)

第二十一条 第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十条(受訴裁判所の調停)の規定を準用する。

2 前項の規定は、昭和二十三年九月十四日までに罹災都市借地借家臨時処理法第九条において準用する同法第二条の規定による賃借の申出又は同法第九条において準用する同法第三条の規定による借地権の譲渡の申出をした者について

は、接収地が接収された當時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の

2 裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるとときは、割当を受けた者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく不利益な割当を受けた者に對し、相当な給付を命ずることができる。

(接収地借地借家関係の裁判)

第二十一条 第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十条(受訴裁判所の調停)の規定を準用する。

この場合において、調停に付する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

(即時抗告)

第二十二条 第十七条又は第十八条の規定による裁判に對しては、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(裁判の効力)

第二十三条 第十七条又は第十八条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(公告)

第二十四条 調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報をもつてその旨を公告しなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。第七条の規定によりまだ弁済期の来ない借貸につき先取特権に関する登記を受ける場合においては、賃貸借の存続期間における借賃の額を整除した金額をもつて、前項の規定による裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

て、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第一条第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔椎名隆君登壇〕

○椎名隆君 ただいま議題となりました接収不動産に関する借地借家臨時処理法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申しあげます。

御承知のように、終戦直後、旧連合国占領軍の進駐を見るや、連合軍は直ちに不動産の接収を開始したのであります。この不動産接収は戦後の非常措置であつたにもかかわらず、日本政府は、土地工作物使用令のほかは特別の法律を設けませんでした。これがため、民法における賃貸借の規定や借地借家法等では、接収解除後の不動産に關する権利者間の紛争は処理し得られないので、接収解除後の不動産に關する権利者間の紛争は処理し得られないのであります。すでに平和条約発効後、駐留軍に対する不動産の提供につきましては、行政協定に基づく土地使用等の法律が根拠法となつておるわけではありません。接収不動産の問題の解決方法としては、国家補償、賃貸借期間の進行停止等が考えられます。第四

れども政府、裁判所等により早急に実現される可能性が少いのであります。従いまして、この解決方法としましては、戦後最も国民に親しまれている福

災地に關する法律に準じて行うことがよろしかろうと考えたわけであります。しかしながら、接収地域と福災地とは、戦争を原因とする被害では同様ではありますが、終戦直後の住宅事情と接収解除後の建物事情とでは相当の差異がありますので、福災都市借地借家臨時処理法中、若干の規定を接収地に適用するにとどめました。

次に、この法案の内容について、おもな点を御説明いたします。第一に、接収とは何ぞやの問題がありますので、その定義を掲げ、かつ、この法律の目的を本文の冒頭に掲げました。第二に、接収當時借地をしていた者は、解除後敷地の優先借り受けができる。接収當時借家していた者は、原則として解除後建物の優先借り受けができる。接収當時借家していた者は、原則として解除後建物の優先借り受けができる。第三に、接収當時の土地、建物の所有者は、解除これを自己使用する場合や、すでに権原により第三者が使用している場合には、接収當時の賃借人の優先賃借権を拒否することができます。第四

た地域についてもこの法律を適用し、

借地の賃借人に救済の道を開いております。第五に、その他の規定の多くは、終始一貫、本法案の成立につき反対の態度をとつて参ったのであります

が、民法、借地法、借家法、建物保護法、福災都市借地借家臨時処理法等の規定であります。すなわち、賃借人の承諾の擬制や、優先借受權の存続期間

や、土地使用の義務や、催告による賃借權の消滅などは、いずれもその両者に調節の規定であります。

さて、衆議院法務委員会におきまつて本法案の立案に着手いたしましたのは、実に昭和二十七年三月、第十三回国会のときであります。自來、第十八回国会まで繼續審議となり、第十九回国会においては衆議院を全会一致にして通過いたしましたが、その後の解散

により、參議院において廻案となつたのであります。次いで、昨年、第二十回国会においては、再検討に着手しておる旨の發言がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

法務委員会にて審査継続中のところ、今国会に至り、さきの衆議院原案の一部を修正せられ、これを參議院の原案

として本院に送付された次第であります。

よつて、当委員会は、參議院における修正部分の提案理由の説明を求めて、強制疎開地にして後に接収せられ

さらに、民法学者より法理論上の意見

を、また、第一線の裁判官よりこの種事件の判例を中心としての参考意見を聽取いたしました。また、政府当局は、終始一貫、本法案の成立につき反対の態度をとつて参ったのであります

が、民法、借地法、借家法、建物保護法、福災都市借地借家臨時処理法等の現行法が今日の借地借家關係の実

情に適合しない点のあることを認め、再検討に着手しておる旨の發言がありました。

かくて、五月三十日質疑を終了し、討論省略の上、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

法務委員会にて審査継続中のところ、今国会に至り、さきの衆議院原案の一部を修正せられ、これを參議院の原案

として本院に送付された次第であります。

よつて、當委員会は、參議院における修正部分の提案理由の説明を求めて、強制疎開地にして後に接収せられ

る法律特別措置法の一部を改正する法律案(參議院提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(參議院提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、參議院提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めて、大蔵委員長松原喜之君。

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めて、大蔵委員長松原喜之君。

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めて、大蔵委員長松原喜之君。

この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、百分の十七)」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたテレビジョン受像機で十

四インチ以下のブラウン管を使用したもの及びその部分品(ブラウン管及びテレビジョン受像機箱に限る)(以下「テレビジョン受像機等」という)に対する物品税について、次項に定める場合を除くほか、なお従前の例による。

3 この法律の施行前又はこの法律の施行後昭和三十三年六月三十日までに次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けたテレビジョン受像機等

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に因る協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む)。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に因る協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む)。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に因る協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む)。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に因る協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む)。

物品税法第十三条第一項	同法第十二条第二項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十五条第三項	同法第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十七年法律第五条第一項)	同法第五条第三項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十七年法律第五条第一項)	同法第七条第三項	同法第七条第三項
第三十七条第一項	同法第十二条第二項	同法第十一条第三項

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第十号として、第九号を第十号とし、第十一号とし、第十二号を第十一号とする。

八号の次に次の一号を加える。

九 第六号に規定する加工を行うに係る物品の捺染加工の委託を受けて行う当該加工

第七条の六第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

第七条の六第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第六号に規定する加工を行ふ者が当該加工を行つた場合において、当該取引に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託されたものであるときは、当該取引による収入金額を控除した金額

第七条の六第四項中「第九号又は第十号」を「第十号又は第十一号」に改め、同条第五項及び第六項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第七項中「又は輸出業者」を「輸出業者」に、「整理加工をなした場合」を「整理加工をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工を行ふ者の委託

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項
右の本院提案案をここに送付する。	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)第七条第一項
昭和三十一年四月二十五日 参議院議長 相野 鶴平	昭和三十一年四月二十五日 参議院議長 相野 鶴平	昭和三十一年四月二十五日 参議院議長 相野 鶴平
〔報告書は会議録追録に掲載〕		

租税特別措置法の一部を改正する法律案

第七条の六第四項中「第九号又は第十号」を「第十号又は第十一号」に改め、同条第五項及び第六項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第七項中「又は輸出業者」を「輸出業者」に、「整理加工をなした場合」を「整理加工をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工を行ふ者の委託

を受けて当該加工に係る物品について

て「塗装加工をなした場合」に、「第八号」を「第九号」に改める。

第七条の七第三項及び第四項中

「第八号」を「第九号」に改め、同条第

五項中「又は輸出業者」を「輸出業者」

に、「整理加工をなした場合」を「整

理加工をなし、又は輸出業者の委託

を受けて物品の加工を行う者の委託

を受けて当該加工に係る物品につい

て「塗装加工をなした場合」に、「第八

号」を「第九号」に改める。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

後の租税特別措置法第七条の六第一項第九号に掲げる取引について

は、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず第一に、物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

テレビジョン受像機類に対する現行

課税されることになつておるのであり

ますが、十四インチ以下の小型テレビ

ジョン受像機類につきましては、本年

の六月三十日までは一五%の軽減税率

が適用されることとなつてあるのであ

ります。従いまして、本年の七月一日

以降は、十四インチ以下の小型テレビ

ジョンも、本来の三〇%の税率を受け

ることになるわけであります。現状

のもとにおいて直ちにこれに三〇%の

税率を適用することは適当でないと認

められますので、当分の間二〇%の軽

減税率を適用することとするものであ

ります。しかしながら、この税率の変

更の及ぼす影響を考慮し、特に昭和三

行の一五%を若干引き上げた一七%の

軽減税率を適用しようとするものであ

ります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年以来、輸出による所得

に対しても、所得税及び法人税を賦課す

のであります。しかし、わが国の重要な

輸出品の一つである綿または人絹のス

カーフ、マフラー、ハンカチーフ類につ

きましての重要な生産工程の一つであ

る塗装加工による所得につきましては、

大部分の場合において特別控除制度の

恩典が受けられないといふ結果になつ

てゐるのであります。これは、塗装加工

業の大部分が、直接輸出商社から注文

を受けないで、いわゆる充り込み業者

を通じて注文を受けるといふ特殊な業

態によって起つておるのであります。

本法律案は、このよくな状況にかんが

みまして、新たに綿または人絹のス

カーフ、マフラー、ハンカチーフ類の

塗装加工による所得を本制度の適用対

象として、特別控除の恩典を受け得る

こととしようとするものであります。

本法律案は、参議院議員小林政夫君

外五名の提出によるものであります。

以上が二法律案の内容であります。

二法律案は、審議の結果、本三十一

朗読を省略した報告

一、去る二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

織維工業設備臨時措置法

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を

改正する法律

通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の

通り可決いたしました。

出席國務大臣

建設大臣 馬場 元治君

同予備員 野本 品吉君 三木與郎君

阿具根 登君 永岡 光治君

後藤 文夫君 佐藤 尚武君

内閣官房長官 根本龍太郎君

國務大臣 太田 正孝君

法務政務次官 松原 一彦君

農林政務次官 山手 蒲男君

大蔵政務次官 大石 武一君

内閣政務次官 松原 一彦君

地方行政委員 高瀬 傳君 井手 以誠君

内閣委員 細田 純吉君

堀内 一雄君 白井 莊一君

法務委員 足立 鶴郎君 岩鍋 儀十君

宮澤 麗勇君 下川儀太郎君

古屋 貞雄君

外務委員 伊東 隆治君 重政 誠之君

国会議員の就賀、旅費及び手当等に開する法律の一部を改正する法律

一、去る二十九日井川參議院事務総長

から鈴木事務総長宛、參議院は裁判官訴追委員高橋進太郎君、同一松定吉君、同岡三郎君、同片岡文重君、

その補欠を次の通り選挙した旨の通

知書を受領した。

一、去る二十九日議長において、次の

常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 高瀬 傳君 井手 以誠君

細田 純吉君

堀内 一雄君 白井 莊一君

法務委員 足立 鶴郎君 岩鍋 儀十君

宮澤 麗勇君 下川儀太郎君

古屋 貞雄君

外務委員 伊東 隆治君 重政 誠之君

森下 國雄君 渡邊 良夫君	山花 秀雄君	農林水産委員 古川 文吉君 足立 鶴郎君	理事 川崎 秀二君 (理事川崎秀二君去る三月十七日委員 辞任につきその補欠)
和田 博雄君 稲葉 修君	伊垣 國男君	議院運営委員 池田 正吉君 山中 貞則君	二君去る三月十四日委員 辞任につきその補欠)
文教委員 伊藤 郷一君	社会労働委員 川崎 秀二君	決算委員 小松 幹君	一、去る二十九日議長において、次の通り當任委員の補欠を指名した。
中垣 國男君	高橋 等君	井谷 正吉君 足立 鶴郎君	内閣委員 小金 義照君 森 三樹二君
社会労働委員 仲川房次郎君	古川 丈吉君	商工委員 伊東 岩男君	理事 北澤 直吉君 (理事北澤直吉君去る三月十七日委員 辞任につきその補欠)
川崎 秀二君	中馬 辰猪君	運輸委員 渡邊 良夫君	二君去る三月十四日委員 辞任につきその補欠)
農林水産委員 伊東 岩男君	横井 太郎君	通信委員 中垣 國男君	一、去る二十九日議長において、次の常任につきその補欠)
川俣 清音君	中村 英男君	中垣 國男君	内閣委員 小金 義照君 森 三樹二君
運輸委員 古川 丈吉君	宇田 耕一君	法務委員 下川儀太郎君	予算委員 三田村武夫君
運信委員 中垣 國男君	戸塚九一郎君	白井 莊一君	内閣委員 北村徳太郎君
予算委員 渡邊 良夫君	山本 猛夫君	小澤佐重喜君	法務委員 小川 半次君
青木 正君	芦田 均君	戸塚九一郎君	大蔵委員 松浦周太郎君
池田 勇人君	池田正之輔君	横井 太郎君	農林水産委員 稲葉 修君
江崎 真澄君	小澤佐重喜君	須磨彌吉郎君	内閣委員 川崎 秀二君
越智 茂君	小金 義照君	赤城 宗徳君	決算委員 和田 博雄君
堺田十一郎君	中村 梅吉君	井手 以誠君	社会労働委員 伊東 隆治君
松村 謙三君	八木 一郎君	川保 清音君	農林水産委員 加藤 高藏君
水田 三喜男君	三木 武夫君	小松 幹君	内閣委員 中垣 國男君
井谷 正吉君	一郎君	古屋 貞雄君	決算委員 戸原 弘市君
鈴木 義男君	社会労働委員 松村 謙三君	大蔵委員 三田村武夫君	法務委員 加藤 高藏君
森 三樹二君	足鹿 費君	農林水産委員 三木 武夫君	衆法第六五号) 運輸委員 伊東 隆治君
越智 茂君	八木 一郎君	横井 太郎君	一、去る二十九日予備審査のため委員会から送付された議案は次の委員会に付託された。
高橋 等君	社会労働委員 松村 謙三君	赤松 勇君	一、去る二十九日議長において、次の通り當任委員の補欠を指名した。
原 彪君	鈴木 義男君	山本 勝市君	一、昨三十日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
森 三樹二君	足鹿 費君	宇田 耕一君	一、昨三十日予算委員会において、次
水田 三喜男君	八木 一郎君	横井 太郎君	案は次の通りである。
井谷 正吉君	社会労働委員 松村 謙三君	赤松 勇君	衛生検査技師法案 (福田昌子君外一 名提出)
鈴木 義男君	中馬 辰猪君	山本 勝市君	一、去る二十九日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
森 三樹二君	中馬 辰猪君	宇田 耕一君	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案 (重盛壽治君外四名提出、参考第一号)(予)
原 彪君	中馬 辰猪君	横井 太郎君	一、去る二十九日議長において、次の通り當任委員の補欠を指名した。
水田 三喜男君	八木 一郎君	赤松 勇君	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案 (重盛壽治君外四名提出、参考第一号)(予)
井谷 正吉君	社会労働委員 松村 謙三君	山本 勝市君	一、去る二十九日參議院に送付した条約は次の通りである。
鈴木 義男君	中馬 辰猪君	宇田 耕一君	日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求める件
森 三樹二君	中馬 辰猪君	横井 太郎君	

一、去る二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部

を改正する法律案

一、去る二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(赤松勇君外九名提出)

一、去る二十九日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法案

一、去る二十九日次の内閣提出案(參議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

### 織維工業設備臨時措置法案

一、昨三十日議員から提出した議案は次の通りである。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外八名提出)

冲縄及び小笠原諸島における行政権回復に関する決議案(岸信介君外十名提出)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(赤松勇君外九名提出)

一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外八名提出)

第六七号 農林水産委員会 付託

一、昨三十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外八名提出)

一、昨三十日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(第二十三回国会、芳賀貢君外十三名提出本院継続審査)

國務大臣大輔唯男君不信任決議案

(淺沼稻次郎君外四名提出)

労働大臣倉石忠雄君不信任決議案

(淺沼稻次郎君外四名提出)

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法案

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(第二十三回国会、芳賀貢君外十三名提出本院継続審査)

一、昨三十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

北海道滝川町における道路と国鉄との平面交差除却に関する質問主意書(渡邊惣藏君提出)

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木良作君提出今次の日ソ漁業交渉特に沿岸漁業に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木良作君提出今次の日ソ漁業交渉特に沿岸漁業に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

漁場の喪失により生活は極度に急迫の荒廃と不当なる李ライン等による

意書は次の通りである。

北海道滝川町における道路と国鉄との平面交差除却に関する質問主意書(渡邊惣藏君提出)

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木良作君提出今次の日ソ漁業交渉特に沿岸漁業に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木良作君提出今次の日ソ漁業交渉特に沿岸漁業に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員伊東岩男君提出官崎交通バス運行に関する質問に対する答弁書

一、去る二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

昭和三十一年五月二十九日

内閣総理大臣 堀山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

万数千名に達しているが、戦後漁場の荒廃と不当なる李ライン等による

漁場の喪失により生活は極度に急迫している。

戰前の昭和八年に兵庫県沿海洲出

漁船組合を結成して毎年沿海洲沖に出漁を続け多大の成果をあげてきたのであつたが、昭和十六年大戦のまつりにより中止し今日に至つては、すでに内地漁場の荒廃、李ラインによる漁場の喪失等の現状において

漁業種類としてさけ、ます、かにしんに限られた関係もある

り、これによつて生活する人口は三

月間に及ぶが、戦後漁場の荒廃と不当なる李ライン等による

漁場の喪失により生活は極度に急迫している。

島根県八束郡津田村をはじめ、川津、朝酌、法吉、乃木、竹矢、大庭、忌部、生馬、持田、本庄、古江の十二箇村を合併し、地元民の熱望にこたえ、かつては広域都市行政の見地から交通、文化、経済、住宅、教育等総合的にその建設計画を進めてきたが、かつては広域都市行政の見地から交通、文化、経済、住宅、教育等総合的にその建設計画を進めてきたのであるが、とくに市政運営上、また市民の福祉増進のため貢献するところの大きい市営バス（昭和四年事業開始）の路線延長を計図し、諸般の準備を整えてさる二十九年一月左記の路線申請を行つたのである。その後同年十月に至りようやく広島陸運局長の聽聞会を終り、さらに満一年経過後の翌三十年十月広島において公聽会が開催された。これらにおいては、この申請が輸送需要に対し適切なものであること、供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡となること、この事業を自ら適確に遂行するにたる計画と能力を有すること、あるいはこの事業が公益上必要なものであることなど一般自動車運送事業の免許基準に合致する旨を具体的かつ詳細に説明したのである。

しかるにその後今日に至るまでさらには八箇月、申請以来実に一年有半

を経過している現在、なおなんらの決定に接していないのである。もちろんその間申請地元よりは再三再四関係当局へ折衝をくり返しているのであるが、なんら誠意ある確答に接せず、市民生活並びに市政運営上重大な悪影響を与えつつある状態である。

政府は、これに対し今後いかなる措置をとらんとするのか。

### 昭和三十一年五月二十九日

内閣総理大臣 堀山 一郎

衆議院議員益谷秀次殿

衆議院議員益谷秀次殿提出松江市営バス運行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

### 〔別紙〕

衆議院議員益谷秀次殿提出松江市営バス運行に関する質問に対する答弁書

市営バス運行に関する質問に対する答弁書

### 九三四

交通事業の公共性にかんがみ、乗車運賃の値上げは国民生活に直結する重要な問題であるが、宮崎交通株式会社の市内バス五割値上げ申

けの申請内容は、全線値上げを企図しているものと思われる。市内バスの五割値上げと同時に他の路

線に対する運賃値上げを申請してあるのではないか、仮りに申請が

ないとしても市内バスの値上げはその前提だと思われるが、その申

請の内容及び理由をききたい。

2 宮崎交通株式会社は宮崎県における一県一会社の独占事業である

が、他県においてもこのようないふるの事項について伺いたい。

### 九三四

当り三円二十銭となつてゐるの

で、宮崎交通株式会社の運賃値上

げの申請内容は、全線値上げを企

図しているものと思われる。市内

バスの五割値上げと同時に他の路

線に対する運賃値上げを申請して

いるのではないか、仮りに申請が

ないとしても市内バスの値上げは

その前提だと思われるが、その申

請の内容及び理由をききたい。

4 市内バスの運賃五割値上げにつ

いては自由民主党宮崎県支部連合

会及び日本社会党支部連合会も共

に反対しているが、大衆の生活と

不可分の関係があるバス運賃の値

上認可に当つては、政府当局にお

いても、県民の福利と会社の健全

なる育成とを充分に考慮し慎重に

事に処せられたい。政府の所信を

ききたい。

### 右質問する。

昭和三十一年五月二十九日

内閣総理大臣 堀山 一郎

衆議院議員伊東岩男君提出宮崎交通

株式会社の運賃値上げ申請に関する

質問に対する回答

申請に對し、別紙答弁書を送付す

る。

別紙

衆議院議員伊東岩男君提出宮崎  
交通株式会社の運賃値上げ申請  
に関する質問に対する答弁書

一、宮崎県は戦時中政府のしよくようにより、現在のことき形態となつたものであり、他に国鉄自動車の宮林線、都城線等がある。

このよくな形態の県及びその事業者名は、奈良県の奈良交通株式会社、石川県の北陸鉄道株式会社、三重県の三重交通株式会社である。

二、運賃変更の認可は、道路運送法第八条第二項の基準によるものであつて、博覽会等の失費は運賃原価の経費としては算入されない。

赤字会社に対する助成策の法的根拠はないが、政府としては当該会社に対し適正な事業経営を行ふよう極力行政指導をしている。

三、目下申請されている宮崎交通株式会社の運賃変更認可申請の理由は、昭和二十三年市内線に対し十

円均一制を実施し、その後数回にわたる運賃値上に際しても市内線の運賃変更は行わず今日に至つたものであるが、収支を検討してみると経営の合理化を図りつゝある。

なお、諸経費の漸増により大きくな

赤字を生じつつあるので、宮崎、都城、延岡の各市内線の運賃を変更し、赤字の補てんを図ろうとするものである。

なお、その申請内容は、普通券

については、十円均一制を十五円均一制とし、利用率の高まりにつつある回数券については、従来一割

七分割引のものを新設し、定期券については、その割引率従来二割引のものを二割六分割引に引き上げるものである。

四、道路運送法第八条第二項の認可基準は、同法第一条の道路運送事

業の適正な運営による道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共交通の福祉を増進することの趣旨に基づくものであるから、事業の健全な発達と大衆の最終的な利便を考慮して事業を処理致したい。

右答弁する。

頁段行誤		頁段行誤	
主モ	一二開会の	主モ	一二開会の
主モ三六機関たるに機関たる	來議院会議録第四十九号中正誤	主モ	一二開会の
常勤性常勤制		主モ	一二開会の

昭和三十一年五月三十一日 衆議院会議録第五十九号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月二十一日

定価	一部	十五円
(配送料共)		
発行所	東京府新宿区市ヶ本町一五 大藏省印刷局	
郵便九号 圖書二 一九三六年四月		